

国立情報学研究所第11回研究所会議
2023年3月16日（中間報告）につき
法務的なチェックをしたもの
NII研究データポリシー検討WG

国立情報学研究所研究データ管理・公開ポリシー（基本方針）
～責任ある研究データの管理・公開に向けて～
（試行版）

国立情報学研究所研究データ管理・公開ポリシーのうち、基本方針を以下に定める。

本ポリシーの実施方針は、「国立情報学研究所研究データ管理・公開ポリシー（実施方針）～責任ある研究データの管理・公開に向けて～」(以下、「実施方針」)に定めるところによる。

1. 本ポリシーの目的

- 1.1 本ポリシーは、機関の1) 研究データの管理及び2) 研究データの公開の場面において、責任ある研究データの管理・公開を実現し、学術の継承と発展に寄与することを目的とする。

2. 用語の定義

- 2.1 本ポリシーにおいて、次に掲げる用語は、当該用語の定めるところによる。

（研究データ関連）

研究データ 研究者が研究利用等の対象としたデータをいう。デジタル／非デジタルを問わず、当該研究データの説明資料やその取扱いに関わる手続きの情報、ライセンスや権利に関する情報、これを生み出すに至った加工・解析ツール、プログラムコードやその実行環境に関わる情報、研究課題等の関連資料全般に含まれる情報を含むがこれらに限られない。

機関において生成等された研究データ

機関において生成又は加工された研究データをいう。

組織整備研究データ

機関において組織的に整備されるデータ（研究利用等が想定されるものに限る。）をいう。

（研究データを対象とした行為関連）

研究利用等 研究を目的としてデータを利用することをいう。収集、生成、加工、解析、共有及び公開することを含むがこれらに限られない。

研究データの管理・公開

研究データの管理、共有及び公開をいう。

共有・公開 共有及び公開をいう。

公開 研究データ等を、不特定多数によりアクセス、利用できる状態にすることをいう。

共有 研究データ等を、条件を満たした利用者に限り利用できる状態にすることをいう。

(機関・研究者関連)

機関 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下、「機構」という。）のうち、国立情報学研究所をいい、情報・システム研究機構組織運営規則第2条第2項に定める国立情報学研究所以外の大学共同利用機関を「他機関」という。

法令等 法令及び機構、機関が定める内規等をいう。

法令等及び契

法令等及び研究データに関する契約をいう。

研究者 機関において研究活動を行う者をいい、当該者には、教職員等、学生等又はその他の者を含むがこれらに限られない。

「教職員等」とは、機関に雇用関係にある者をいい、研究教育職員、特任研究員、RA、事務職員等を含むがこれらに限られない。「学生等」とは、機関と雇用関係にないが、機関の制度を用いて機関に受け入れた者をいい、総合研究大学院生、連携大学院生、特別共同利用研究員、研究研修生、JSPS特別研究員や外来研究員、インターンシップ生等を含むがこれらに限られない。「その他の者」とは、学生等以外で、機関と雇用関係にない者であって、機関において実施される研究課題に参加する者をいい、機関以外の組織に属する者、機関の客員教員及び名誉教授等を含むがこれらに限られない。

研究代表者 研究課題の研究代表者をいう。

メンバー 研究課題に参加する者をいう。研究代表者、研究分担者又は研究協力者に限らず、当該研究課題において研究データにアクセスする可能性のある全ての者を含む。

(研究課題関連)

研究課題 研究者が関与する、一定の計画の下に実施される研究を指す。外部資金に基づく研究課題、研究室の研究グループによる研究課題及び研究者一人一人が自身の研究のまとまりに応じて設定する研究課題が含まれるが、これらに限られない。

機関において実施される研究課題

研究者が研究代表者である研究課題及び教職員等が関与する研究課題をいう。

(研究データの管理・公開の枠組み関連)

研究データガバナンス

機関が機関に関わる研究データを把握した上で行う、研究データの管理・公開に関する取組及び環境整備であって、責任ある研究データの管理・公開を実現するための基礎となるものをいう。

(研究データの管理及び研究データの公開のための情報システム)

研究データ管理システム

機関が、研究データの管理のために提供する情報システムをいい、研究者が、機関から提供を受けずに研究データの管理のために用いる情報システムは含まない。

機関リポジトリ

機関における研究及び教育等の成果物である電磁的記録（研究データを含む。）を保存及び公開するために、機関が設置する電子アーカイブシステムをいう。

3. 適用範囲

(適用対象者)

3.1 本ポリシーは、機関、研究者、機関の職員等及びメンバーに適用する。

4. 機関が管理・公開する研究データの考え方

(機関における研究データの管理の対象)

4.1 機関は、機関において実施される研究課題に関する研究データ（ただし、機関の研究者が研究代表者となっている研究課題において、研究助成機関等と研究分担者の所属機関との間に研究契約等が存在する場合は、当該研究契約等に係る研究データは除外する。）を管理する。

(機関における研究データの共有・公開の対象)

4.2 機関は、研究データのうち、以下の研究データについて、研究データの共有・公開に適しているかどうか、学術の発展に資するかどうか等を考慮して、長期的な研究データの共有・公開を行うよう努める。

- ① 機関において生成等された研究データ（ただし、機関外には同等の研究データが存在しない等の理由により研究データの共有・公開に値するものに限る。）
- ② 組織整備研究データ
- ③ 機関において研究データの共有・公開するに適すると判断したその他の研究データ

5. 機関における研究データの管理・公開の考え方

(機関の研究データの管理・公開の原則)

5.1 機関は、以下の原則に基づき、研究データの管理・公開を行う。これらの原則を満たす研究データの管理・公開を、責任ある研究データの管理・公開という。

- A 法令等及び契約の遵守並びに研究データに関する説明責任（6.2条①、11.1条、12.1条、13.2条①、14.2条）
- B 適正な研究データの取扱い。具体的には、以下を含む。
 - ① 安全管理措置
 - ② 研究データ、関連情報及び関係する者に関する権利利益の保護
 - ③ 研究データの提供元による条件の遵守
 - ④ 研究課題内の研究データの保有主体等の設定と運用
 - ⑤ 研究データの共有・公開に係る条件の整備
- C 研究の公正及び研究の再現性
- D 可能な限り多くの、長期的な研究データの共有・公開

(機関の研究データの管理・公開の際の配慮事項)

5.2 機関は、研究データの管理・公開に際して以下の事項に配慮する。

- A 研究者の研究活動促進及び、研究者における研究データの管理・公開に関する負担
- B 研究者との協力及び信頼関係
- C 研究データの機密性及び研究者、機関及び国家の研究開発に関わる利益

6. 機関と研究者の協力の原則と各自の責務

(機関と研究者の協力の原則)

6.1 研究データの管理・公開は、機関と研究者が協力して、役割分担して行う。

(機関の責務)

- 6.2 機関は、研究データの管理・公開に際して、以下を行う。
- ① 機関における研究データの管理・公開の推進 (9条)
 - ② 機関における、法令等及び契約遵守される体制の整備並びに研究データに関する説明責任の履行 (11.8条)
 - ③ 研究データガバナンスの構築 (11条、14.1-14.6条)
 - ④ 可能な限り多くの研究データの共有・公開及び研究データが共有・公開されるための環境整備 (12-13条、14.7条)
 - ⑤ ①乃至④のための責任体制の整備 (8条、15条)

(研究者の責務)

- 6.3 研究者は、法令等、契約及び研究分野の慣行を遵守しつつ、研究データの管理・公開を行う (11-13条)。その際、研究データの共有・公開は、可能な限り多くの研究データについて、長期的に行われるよう努める。なお、研究データの管理・公開の範囲及び方法は研究者が裁量をもってこれを定める。

17. 関連法令等

(関連法令等)

- 17.1 研究データに関わる法令等であって遵守が求められるものとしては以下が挙げられるがこれらに限られない。
- ① 研究公正、研究倫理に関する法令等
 - ② ライフサイエンス研究等に係る倫理、安全等に関する法令等
 - ③ 知的財産に関する法令等
 - ④ 個人情報の保護に関する法令等
 - ⑤ 安全保障輸出管理に関する法令等
 - ⑥ 文書管理、情報公開に関する法令等
 - ⑦ 機関リポジトリに関する法令等
 - ⑧ 情報セキュリティ対策に関する法令等

(契約への劣後)

- 17.2 第三者との契約と本ポリシーが矛盾抵触する場合、当該契約が優先されなければならない。

18. ポリシーの定期的見直しと試行

(ポリシーの見直し)

- 18.1 本ポリシーは、研究データを取り巻く環境の変化に応じて、定期的に見直す。

(ポリシーの試行)

- 18.2 本ポリシーは、所定の期間、試行を行い、その間に機関が定める内規等や本ポリシーを実施するためのガイドライン等の策定等の環境整備を行い、ポリシーに関して必要な見直しを行う。